

ふじよしだ

第116号

議会だより

<http://gikai.city-fujiyoshida.yamanashi.jp/>



2/3(金) 節分祭

～新倉富士浅間神社

十二月定例会

議会の動き

富士吉田市一般会計

補正予算等を可決

平成二十三年十二月定例会は、十一月三十日に開会され、十七日間の会期を終えて十二月十六日に閉会しました。

この定例会では、平成二十三年度一般会計補正予算(第四号)など補正予算六件、条例の一部改正八件、市道の認定一件、人事案件一件など合計十六件の市長提出議案を審議し、すべて、可決、同意しました。

また、議員提案による条例の一部改正一件も可決されました。
市政に対する一般質問は五人の議員が行いました。

人事案件

●人権擁護委員

小林 永治氏(下吉田六一六七)

小林 初美氏(ときわ台二二二八)

堀内加代子氏(新屋二二六)

議員合同研修会・

自治講演会

二月十日に山梨県市議会議長会の主催による合同研修会がアピオ甲府で開催されました。

NHK解説委員室解説主幹の島田敏男氏を講師に、「日本政治の行方」と題しての講演があり、また、同日の午後には山梨県市町村振興協会主催の自治講演会が、山梨県自治会館で開催され、第一生命経済研究所首席工コノミストの熊野英生氏を講師に、「激動する世界経済下での日本経済の見通し」と題しての講演がありました。

いずれも、議員として、今後の活動に役立つ、有意義な研修でした。

《編集委員会》

委員長	太田 利政
委員	奥脇 和一 渡辺 利彦
	横山 勇志 佐藤 秀明
	勝俣 大紀

●十二月定例会 会期日程

日程	内容
11月30日	本会議 (開会) ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託
12月8日	本会議 ○市政一般質問 総務経済委員会 ○付託議案の審査
14日	建設水道委員会 ○付託議案の審査
16日	本会議 ○各委員長からの報告 ○議案の追加提案 ○各議案の採決 (閉会)

委員会の審査から

□ 総務経済委員会

□ 建設水道委員会

総務経済委員会

● 審議案件

議案第五十五号
富士吉田市行政組織条例の一部改正について

議案第五十六号

富士吉田市税条例等の一部改正について

議案第五十七号

富士吉田市行政財産使用料条例等の一部改正について

議案第五十八号

富士吉田市基金条例の一部改正について

議案第五十九号

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第六十八号

平成二十三年度富士吉田市一般会計補正予算（第五号）

● 審議結果

本案は、「富士吉田市行政組織条例」の一部改正でありまして、組織機構改革の一環として、企画管理部及び市民生活部を再編し、新たに環境税政部を設けるなど、所要の改正を行なうものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、機構

改革は時代の要請や環境の変化に伴い、良い方向に変えていく必要性は分かるが、統合や分割の繰り返しは堂々巡りをしないように注意すべきであるとの指摘がありました。

また、機構改革を行った時は、市民に戸惑いが出てくるため、受付や窓口等には適切な案内をしていただき、さらなる市民サービスの向上に努めて欲しいとの要望がありました。

本案は、「富士吉田市税条例」等の一部改正でありまして、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、個人市民税寄附金控除の拡充、市税不申告等に関する罰則規定の見直しなど、所要の改正を行なうものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市行政財産使用料条例」等の一部改正でありまして、本市の使用料及び手数料に係わる規定の適正化を図るため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市基金条例」の一部改正でありまして、時、市民に戸惑いが出てくるため、受付や窓口等には適切な案内をしていただき、さらなる市民サービスの向上に努めて欲しいとの要望がありました。

金条例」の一部改正でありまして、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、新たに特定防衛施設周辺整備基金を設置するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市消防団員等公務災害補償条例」の一部改正でありまして、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による参照項番号の移動に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成二十三年度富士吉田市一般会計補正予算第五号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ四億二五九万九千円を追加し、総額を一八六億二六七万一千円とするものであります。

歳入では、民生費県補助金一億三三八九万五千円、前年度繰越金一億一七六二万五千円等を増額するものであります。

歳出では、保育所費一億九二五一万円、障害者福祉費八七〇〇万円等を増額するものであります。

建設水道委員会

● 審議案件

議案第六十号

富士吉田市道路路占用料徴収条例及び富士吉田市法定外公共物管理条例の一部改正について

議案第六十一号

富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例及び富士吉田市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

議案第六十二号

● 審議結果

本案は、「富士吉田市道路路占用料徴収条例」及び「富士吉田市法定外公共物管理条例」の一部改正でありまして、市道及び法定外公共物内における電柱等の占用料の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

また、保育園管理運営事業一億九二五一万円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、特定防衛施設周辺整備調整交付金の内、特別交付金三千万円が一方的に交付されましたが、この金額に対して今まで議論や了承した経過はなく、その意味するところ

が大変重要な問題だと思えます。

この問題については、大変デリケートで本市及び入会の権益にも十分関連してくるので、防衛省が実際どのような考え方でこの交付金を支出されたのか、しっかりとした考え方を確認していただき、毅然とした対応をしてほしいとの要望がありました。

り、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例」及び「富士吉田市特定公共賃貸住宅管理条例」の一部改正でありまして、市営住宅及び特定公共賃貸住宅の位置等に係る規定の適正化を図るため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、市道の認定でありまして、地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、明見通学通り線及び西原三十三号線を市道認定しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●全文については、次期定例会（三月）より、市立図書館にて閲覧できます。

市政一般質問 12月

勝俣 大紀 議員



自然エネルギーについて

●一回目の質問

東日本大震災以降、福島原発の甚大な被害に伴い、エネルギー政策について、世界中で注目されている。

今の日本のエネルギーに対する状況は、資源エネルギー庁のデータによると、二〇〇四年の時点で水力一〇％、石炭二十五％、天然ガス二十五％、石油八％、原子力三十％となっている。また、全世界的に地球温暖化の防止に向けて、CO₂を削減しようと、従来のエネルギー政策を変えていくとしている。

つまり、化石燃料よりも太陽熱、水力、風力、地熱、バイオマスなどを利用し、ク

リーンなエネルギーに移行しようとしているのである。そこで、本市においては、太陽光パネルを使用した発電システムの導入に關し、一般の家庭向けに、補助金の制度があるが、この制度を導入された時から、現在の動向を伺いたい。

●一回目の市長答弁

東日本大震災に伴う福島原発事故による電力不足により、クリーンな自然エネルギーへの関心が一段と高まりをみせており、今回のエネルギー問題を契機として、今後さらに技術革新が行われていくことは明らかである。

福島原発の事故において噴出した原子力発電の是非など、未だ我が国のエネルギー政策は、明確な道筋は示されていないが、地域レベルあるいは個人レベルにおける自然エネルギーの導入促進は、エネルギー問題の解決への一つの選択肢であることは明白である。

したがって、国県の政策に沿って協調を図りながら、この地域の特性である豊富

な水量、長い日照時間や比較的多い日射量を活かした自然エネルギーの普及拡大に努めていきたいと考えている。

本市の住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度の動向については、平成十三年度から本制度を実施しており、件数ベースでみると、発足年度における補助件数は四十七件であったが、翌年度から平成二十一年度までは二十件台から三十件台で推移していた。

この間、国では地球温暖化対策の一環として、太陽光発電のさらなる普及拡大を促す方針を定め、平成二十二年からは余剰電力の買取制度の強化が図られている。

本市においても、こうした国の政策と歩調を合わせるように、平成二十二年度については、前年度の倍以上となる六十八件の適用があった。

さらに、本年度については、十一月末までにすでに百件を超える申請があり、これは、本年三月の東日本大震災後の節電意識の高まりなどにより、多くの市民の皆様の関心が集まった結果であると考えている。

●二回目の質問

太陽光発電システムは、基本的に太陽次第。曇っている状態や、夜間に関しては、その効力が発揮されないことから、そこで、今注目されている自然エネルギー

は、間伐材などを利用したバイオマスである。

このバイオマスは、私達が生活する上で排出されるCO₂を植物が成長するために吸収し、酸素を作り出し、地球温暖化防止に一役かっている。また、計画的に木を伐採することで、自然豊かな森を創造することにより、国はこのバイオマス事業を展開し始めている。山梨県も今年の十月に入り、森林資源の活用に関し、指針を発表したばかりである。

例えば、山梨市では、このバイオマス事業を積極的に関し、市役所、小中学校などの公共施設にペレットストーブを導入し、また、街の駅にこのペレットの冷暖房システムを導入することにより、環境にやさしい街づくりを展開している。このほかにも、民間の業者と協力し、間伐材等の有効利用を目的とした木質ペレットを生産する工場も立ち上げている。

本市に転じてみると、日本一の富士山の麓の街である本市が、バイオマス事業

を展開している環境にやさしい街であることをアピールできれば、富士山の世界遺産登録に向け、重要なポイントになると考える。

また、この事業を展開することは、雇用を創造し、街の活性化にもつながる可能性を秘めている。

このことを踏まえて、このバイオマス事業について、どのようなお考えか。

●二回目の市長答弁

バイオマスについては、再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源であり、利用可能な発生源は、林業、農業、畜産業、食品産業、一般家庭からの生ごみなど多岐にわたっている。このうち林業系については、間伐材、枝、チップ、オガ粉、端材等の木質バイオマスが木質チップ、木質ペレット等に加工され、エネルギーに利用されている。

木質バイオマス事業として実施していくには、材料となる木材の安定的な供給が必要となるが、本市においては、林業従事者の比



ペレットストーブ

率がわずかであるという現状から、その事業化に関しては非常に困難な状況にある。

こうした中、今後、持続的な森林経営を確保するため、国は従来の森林計画について、本年七月に見直しを行っており、また、山梨県も今月中をめどに見直しを行うこととしている。これに合わせて、本市においても、平成二十四年三月の策定を目指し、森林整備計画の見直し作業を行っている。

木質バイオマス事業は、森林資源の有効利用や地球温暖化防止にもつながる大変有意義な事業であるので、本市独自の木質バイオマス推進については、国及び山梨県の動向、バイオマス機器の開発状況、市民の皆様への二ツ等を助案した上で検討していく。

●三回目の質問

バイオマス事業の先進地である山梨市では、一般家庭にむけてペレットストーブの補助金制度を導入しており、また、南アルプス市は、このペレットストーブを市役所、公共施設に設置している。しかし、残念なこと富士吉田市では、まだその動きが見られない。

また、先ほど検討していただくご答弁をいただいたが、過去の一一般質問に対する答弁においても、その動向をみるという表現をされているものの、実際のところ

る、なかなか進展しないように感じている。

富士吉田市の市民憲章でも、「富士山麓のきびしい自然とたたかいながら原野を開き」とうたわれているように、我々の先祖たちは、厳しい自然と共に生きてきた。昔は、山から木を切り出し、薪にし、ひじろにくべ、その周りに家族が集まり、暖をとる、その暖かさは、心身ともに温まるものであった。

そこで、本市において、ペレットストーブや薪ストーブの購入に際し、補助金制度を導入することについて、明快なご答弁をお願いしたい。

●三回目の市長答弁

木質バイオマス事業の目指すところは、地域内で発生する林地残材を循環させ、有効活用していくことにあるので、まずはそのための資源循環サイクルを林業振興施策に組み入れ、その普及環境を整えていくことが大切になると考えている。したがって、ペレットストーブ等購入の際の補助金制度の創設については、今後、林業環境の整備と相俟って、検討していかねければならないものと考えている。

食育について

●一回目の質問

最近、新聞紙上をにぎわ

している「食育」とは、新語ではなく、一八九八年（明治三十一年）に、石塚左玄が、「通俗食物養生法」のなかで、「今日、学童をもつ人は、体育も智育も才育もすべて食育にあると認識すべき」と表現している。つまり、子どもたちにとって、食べものが重要であると言っている。

今日では、この食育の分野も年齢を問わず、必要であると認識した上で日本政府もガイドラインを発表するなど動き始めている。

本市に転じてみると、糖尿病予備軍が増えており、循環器の疾患においても、県内では、上位にいます。そのため、特定健診に力を入れているところであり、また、地域の食生活改善委員会の会員のみなさまのご協力をもたれていることもありがたいことである。

しかし、今年の六月十八日に三島で開催された食育の全国大会の会場に各県のポスターが張り出されていたが、他県と比較すると、山梨県は見劣りするものであった。

このことを踏まえて、本市における生活習慣病を改善させる対策の現状をお聞かせ願う。

●一回目の市長答弁

生活習慣病の多くは、日々の生活習慣そのものが主な要因とされており、本市においても、国と同様、病因の約六割を占めている。

本市としては、特に糖尿病予備軍が増加しているという事実を率直に受け止め、各種施策を積極的に進めている。

特に、食を通じた生活習慣病の改善のための取組みとして、市民の皆様を対象とした体験型栄養改善教室「ヘルシーレストラン」の開催、特定健康診断時における糖尿病予備軍の方や乳幼児健診時における保護者への栄養指導、食事バランスガイドの普及・啓発等、食生活を見直し、食生活の改善を目指した各種事業を実施している。

また、食生活改善推進員の方々と協働しながら、食生活改善のための事業を実施するとともに、食育ネットワークの活動支援等を行い、食育推進に関わるボランティアの育成にも努めている。

さらには、こうした内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための取組みとあわせて、生活改善を目指した運動教室の開催にあたっては、参加された方々が生活習慣病に移行しないことを第一の目標に掲げ、事業展開を積極的に進めている。

●二回目の質問

本市において、生活習慣病に対して、食生活を改善する試みがあること、また、適度な運動をすることを奨励していることは、非常に喜ばしいことである。

しかしながら、食生活を改善するということは、並大抵のことでは、できないかと思われる。実際、私も重度の糖尿病を患っている父があり、病院において食生活の改善を指導されていても、改善することは、非常に難しいと痛感しており、本人は、もちろんのこと、家族の方の協力なしでは、改善することは、困難ではないかと思う。

本市においては、糖尿病予備軍の方たちが、増加していることは、周知のとおりであり、食生活を改善することが、急務であると考え。

そこで、糖尿病予備軍とされる方たちに、積極的にアプローチをしていただいているかと思いますが、その対策を実施した後、どの程度改善されたのか、お伺いしたい。

●二回目の市長答弁

糖尿病などの生活習慣病については、体験型栄養改善教室「ヘルシーレストラン」の開催、食育推進のための人材の育成などの取組みを通じて、糖尿病予備軍の方々に対し、食生活改善や日常生活の中の運動等について意識喚起に努めているところであるが、対象者の、その後の改善状況の把握を行うのは大変難しいと実感している。

●市民生活部長答弁

生活習慣病予備軍と呼ば

れる方々の多くは、「ヘモグロビンA1C」の数値が高いなどのほかには、客観的には健康体の方との大きな違いがないため、そのほとんどの方が、自らが糖尿病予備軍であるとの自覚がない。

検診等でそのような数値が出た後も、一般の健康な方を対象とした健康相談等が具体的なアプローチの場とならざるを得ず、対象となる市民の追跡調査等を行うことが大変難しく、また、食生活の面においても、食習慣や嗜好の問題、各個人の生き方や自己管理の問題などが影響することから、なかなか改善に結びついていない。

今後は、参加者に対して定期的に必要な支援を行う体制を整えていくなど、現在推進している食生活改善等の取組みをさらに発展的に強化していく。

●三回目の質問

最初に申し上げたとおり、子どもたちにとって、食生活が非常に大切である。私ごとで恐縮であるが、保健推進委員の活動をしており、最近の子どもたちは、一人で食事をしたり、朝食を抜いてみたり、コンビニで済ませてしまう傾向があるという報告を耳にした。

この状況では、給食の場が子どもたちにとって、もっとも重要であると感じる。他県では、安心して食べることができるようにと地

産地消をスローガンに掲げ、食育を進めているが、本市の場合、給食に地産地消を位置づけるには、この地域の気候風土などをかんがみると、難しいと思う。

そこで、本市において、安全安心なものをどのように調達しているのか、また、どのような対応をされているのかお伺いしたい。

●三回目の市長答弁

食育の推進に伴う地元での食材の調達についてであるが、本市の給食センターは、五五〇〇食余りを一度に賄う県下最大の調理場であり、食材の調達費も一回に約一〇万円を要しているため、少ロット、多品種という形で食材の調達には馴染まない施設である。

また、本市のような大規模調理施設は、食材の調達においても、国から大変厳しい安全基準が課せられている。

よって、これまでの地元産の食材の調達については、わずかに、米飯給食に伴う地元米を試験的に導入してきたのみである。

安心安全の食材の調達については、財団法人山梨県学校給食会やJA等を中心に、産地証明書、出荷証明書を徴す中で食材の確保に努めている。特に、放射能対策についても、国・県の指導を受ける中で、安心安全を確保しながら対応している。

●全文については、次期定例会（三月）より、市立図書館にて閲覧できます。

市政一般質問

12月

羽田 幸寿 議員



市道大明見下の水線の完成、開通見通し及びそれに伴う土地利用について

●一回目の質問

大明見、下の水線の完成、開通は小明見、向原地区の住民の長年の懸案である。その延長には、二〇一四年完成予定の（仮）富士吉田北スマートインターチェンジにつながる幹線道路として、地元のみならず、鐘山地区、忍野地区などからのアクセス道路として早期の開通を望んでいるとの声も聞いている。

処理の為に、積み上げられた土砂が放置され、近隣住民の方々は、生い茂った雑草からの害虫等に悩まされ続けてきた。

私は、この現状を解決する為の、雨坪土地画整理事業があまりにすすんでいない状況を鑑み、これを打破するのは、民間主導ではなく、行政主導でなければと思う、その思いを胸に市の担当者との打ち合わせ、進捗状況の確認により近い将来、解決に向け、動き始めそうな期待をもっていた。

結果、区画整理組合、執行者、関係部署のご尽力により、去る十月十一日に、雨坪土地画整理事業に伴う造成工事起工式が行われた。

そこで、大明見下の水線道路計画の整備効果と進捗状況、及び完成、開通に向けたスケジュールはいかがか。

また、造成工事の発注、完成、換地処分、区画整理組合の解散と、一連の工程が、スムーズに終了し、区画整理事業が竣工をするには事業資金の裏付けがない

と進まない。まさしく区画整理事業はそれが悩みの種であり、その解決こそが、事業が竣工できるか否かにかかっている。

その一環として、市が、保留地八百坪の買い上げを検討していると聞いているが、血税をして購入した土地が有効に利用されなければ、市道開通という事だけで、血税を無駄に使ってしまったとの結論になってしまふ。そうならない為に、将来、地元住民に語り継がれるような事業になるよう期待してやまない。

そのような中で、保留地の有効利用として何を考えているのか、市長のお考えをお伺いしたい。

●一回目の市長答弁

市道大明見下の水線整備事業については、「県道山中湖忍野富士吉田線」と中日本高速道路株式会社で事業着手した（仮称）富士吉田北スマートインターチェンジにアクセスし、県道富士吉田西桂線に通過する富士吉田東部地区の連絡幹線道路の整備事業であり、地域振興、渋滞緩和、防災機能の向上等、様々な整備効果がもたらされることから、本市の最も重要な施策の一つとして位置付けている。

事業の進捗状況としては、平成十四年五月に大明見駐在所前から小明見駐在所前



大明見下の水線整備予定地

までの区間を第一期事業として供用開始をしており、現在、第二期事業として小明見駐在所前から工業団地入口までの区間を二つの土地画整理組合と連携を図りながら整備を進めている。

道路用地については、土地画整理区域内は公共施設管理者負担金により確保し、直接買収地区においては用地交渉を重ねながら買収に取り組んでいる。

道路用地の確保には、家屋移転等交渉相手に左右される部分があり、事業用地取得に難しい課題があるが、道路用地の確保がなされた

ところから順次整備を行い、全体的な供用開始は平成二十六年度末を目標としている。

今後においても、精力的に交渉を行っていく。

次に、保留地の有効活用では、雨坪土地画整理事業については、道路等公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために組合施行により鋭意実施されているところであり、良好な宅地、都市基盤施設の供給による健全な市街地の形成、都市防災機能の向上など、社会経済的にも大きな波及効果を生むものとして、

私も当該事業の早期実現に鋭意努力している。

また、「市道大明見下の水線」の整備と当該事業とを一体化することにより、その整備効果は相乗的となり、向原・小明見地区の地域振興という観点からみても当該事業の役割は大きなものがあると認識している。

このように、雨坪土地画整理事業については、「市道大明見下の水線」の整備に合わせ進めているところであり、当該区画整理事業が円滑に実施できるよう、行政として最大限の支援を行う中で、この事業を後押ししていきたいと考えている。

このような中、保留地については、地元との懸案事項の解決を図ることができるよう、今後、地元住民の要望を踏まえた地域振興策を十分に検討し、保留地をより有効適切に活用する方法について、熟慮していく。

●二回目の質問

市長の答弁にもあつたように、「市道大明見下の水線」整備と雨坪区画整理事業とを一体化することによる整備効果からの向原、小明見地区の地域振興は、まさしく地元住民が長年、熱望していたことである。

しかしながら、当区画整理事業の造成工事が着工したばかりでもあり、今後いろいろの問題が起ること

も予想され、また、関係する地権者の皆様に、貴重な財産の提供等のご協力をいただく用地交渉という高いハードルがある事も事実であり、供用開始が遅れる可能性も危惧されているが、執行者のなお一層の努力により、目標通りに進む事を期待している。

公道登記漏れについて

●一回目の質問

去る八月九日の山梨日日新聞に公道登記漏れの記事が掲載された。

さて、保留地の有効利用については、地元振興になくはならない懸案事項だと思いが、現時点では具体的な活用を検討中との事であり、いつまでにそれを決定するのか、市長にお伺いしたい。

●二回目の市長答弁

保留地の有効利用については、現在、雨坪土地区画整理事業について「市道大明見下の水線」の整備事業と一体化して整備を進めているところであり、当該事業は、主要幹線道路の整備とともに、良好な宅地、都市基盤施設の供給による健全な市街地の形成、都市防災機能の向上など、社会経済的にも大きな波及効果を生むなど、向原・小明見地区の地域振興に大きな役割を果たすものと考えている。

このような中、「市道大明見下の水線」については、平成二十六年年度末の全線供用開始を目標に、現在鋭意整備を進めているところであり、保留地の有効活用についても、当然のことながら、地元住民の要望を踏まえた地域振興策を、全線供用開始前できるだけ早い時期に決定し、お示ししていきたいと考えている。

勢に欠けているように思う。

住民からの貴重な土地の寄付行為について、その手続きを怠った結果であり、行政として解決の為の道筋をたててゆく責任があり、今のままでは、土地の提供者が、課税面で不利益を被るか相続面、金融機関等での問題を生じる可能性がある。

しかしながら、過去においては、関係土地所有者が死亡した後の相続、抵当権その他の権利設定、筆界未定地等さまざまな理由から、所有権移転登記をされずに現在に至っている物件も多々ある。

私は、解決のための一つとして、地籍調査事業があると思うが、ただ平成二十二年年度決算では、約一七四万円の実績しかなく、事業も平成五十年終了を目処にすめていくとの話であり、地籍調査事業をその解決にむけての事業として、前倒しで、早急にすすめてゆく考えはないのか。

次に、課税面などでの問題については、広く公衆用に供される道路について、当然、非課税措置がなされていることから、関係土地所有者に対して、課税上の不利益等の問題はないものと認識している。

また、それが無理ならば、未登記地の解消に向けた年次計画を策定する考えはないのか。市長の考えをお伺いしたい。

●一回目の市長答弁

未登記件数の把握状況については、現在、本市において、道路工事等を執行する場合、事前に関係土地にかかわる所有者や権利等の調査を実施し、この調査結果をもとに関係者に事業説明を行い、これらの方々に御協力をいただく中で、貴重な財産である土地を事業用地として取得し、係る土地の所有権移転登記を行っている。

次に、未登記の解消に向けた年次計画の策定については、所有者から申し出のあった事案について最優先に処理を行いながら、まずは登記漏れの洗い出し作業及び地籍調査による基礎データ等をもとに、実態把握の作業を進め、その後、未登記解消に向けて、計画的に取り組んでいる。

●二回目の質問

私は、過去のこととはいえ、行政が土地の寄付行為について、その手続きを怠った結果、生じた問題であり、これを積極的に解決していく責任があると思ひ質問をさせていただいた。

それに対し、市長から、「地籍調査事業の推進も有効な手段の一つであると考えている」との話をいただいたが、実際は、多くの時間と、多額の費用を必要とし、本市の財政計画や国、県の補助事業計画の関連で前倒しは難しいとの答弁があった。

それでは、速やかな解決の手段としては、年次計画の策定しかないと考え、しかしながら、市長の答弁では、それについて具体性に欠けた内容であり、非常に残念でならない。

そんな中、先般、未登記地の数を把握していないと回答した十二団体の一つである甲斐市議会では、この問題について九月定例会議にて甲斐市長が、「未登記

地の件数を把握してゆく中で解消の為の期間や経費を検討し、年次計画を定めて順次解決してゆく」と述べ、併せて、未登記地を解消するための測量等に伴う経費を、一筆当たり二十万円程度を見込み、一般会計補正予算案に五八〇万円を計上したとの報道があった。

市長も、まずは、登記漏れの洗い出し作業、及び地籍調査による基礎データ等をもとに、実態把握の作業をすすめたという答弁であったが、甲斐市のように、それを行いつつ予算計上をし、具体的な解決にむけた年次計画の策定をすすめていくお考えはないのか。

●二回目の市長答弁

公道未登記については、従来から、所有者の申し出により公道未登記用地の測量を実施し、市に所有権の移転を行い、その解消に努めているところであり、来年度にはさらに当該測量に関する予算を増額計上し取り組んでいく。

また、これと併せて、公道未登記解消に向けた年次計画策定の準備作業として、まずは来年度中を目標に、登記漏れの洗い出し作業及び地籍調査事業による実態把握の作業を進め、その後、この結果を踏まえて年次計画を策定していきたいと考えている。

●全文については、次期定例会（三月）より、市立図書館にて閲覧できます。

市政一般質問 12月

奥脇 和一 議員



富士山の噴火と 防災対策について

●一回目の質問

二〇〇三年一月火山予知連絡会は日本の活火山のランクを三分類し、最も活動的な火山をAランク、次に活発な火山をBランク、最も小規模な火山をCランクとして、その中で富士山はBランクとして報告されている。

そのように言われている富士山は、過去の歴史の記録を調べてみれば一七〇七年、約三〇〇年前に起きた宝永大噴火と北麓に大きな被害をもたらした八六四年、約一五〇年前の貞観噴火などが当市に最も被害をもたらした噴火と言われ、次の噴火はいつ何処からどんな形で起こるのかこれを正

確に予知することは現在の科学では不可能だと言われている。

現に三月十一日の地震の後、その四日後の三月十五日、富士宮市を震源とするマグニチュード六・四の地震では、北麓でもスバルラインから五合目にかけた道路には亀裂が入ったり、吉田口登山道では石造物の倒壊等多くの被害が発生し、近くの箱根では地震数が八五六回を数え、箱根火山活動に連動した様子が語られた。

私たち素人が富士山の活動を考えてみても、第一に歴史の中で噴火の間隔は一定でなく、その規模はまちまちであり、噴火のタイプは火砕物を噴出する噴火であったり、マグマが流れるタイプの他、山全体が崩壊を起こす火山現象をもつものだったり、広範囲でその防災を考えていかなければならない。

宝永の噴火での富士吉田地区の風は偏西風で噴火口が東であったため、御殿場市や須走地区に比べ、大きな被害を受けていないが、やはり噴火口の位置、季節

でどんな被害になるかは想定することも出来ない。

「富士山火山防災マップ」が作成され、これを基にして防災業務用、も作成されているものの、具体的に住民や観光客また、所用で当市を訪れている人々にどうして何処へどのように避難指示をするかと言う細かいマニュアルがない。

私は、この噴火と言つ多面に渡る災害、予想すること出来ない規模に対する地域の教育と方法、計画、明日起こるかも知れない事態への対応やタイムスケジュールをお聞かせ願いたい。

よしんば、大した噴火でなく少々の降灰、地震ですむとしても、輸送を始とするライフラインは全てストップする。今現状の当市の備蓄では、一週間ほど耐えられるが、市民ばかりではなく、当市を訪れている人々の食料などはどうなるのか、この程度の備蓄食料の現状では私はどうにもならないと思う。

また、専門家のお話を聞くと地元の方々があまりにも富士山噴火を軽く考えている。

執行者は、このことについてどのように考えているかお伺いしたい。

●一回目の市長答弁

富士山の火山防災対策については、これまでにも、市民に対する富士山ハザードマップの配布、富士山噴火に関する研修・講演会の

開催、富士山教育の一環として小・中学校教諭や高校生などに対する火山防災等に関する講義の実施、自治会長研修の場や自主防災会等への出前出張講座など、さまざまな機会を通じて、火山防災に対する備えの大切さを啓蒙してきた。

また、本年度中には、山梨県地域防災計画富士山火山編の見直しが報告されるので、これらの防災計画の見直し内容などを検分し、本市の地域防災計画の見直しを図るとともに、市民の皆様に対しては、富士山噴火の具体的な対策などについて広報紙等を活用し周知を図っていく。

次に、本市の備蓄計画については、今後三十年以内で発生する確率が八十七％といわれている東海地震では、本市は震度六強が想定されていることから、直接被災する居住制約者約六千人の三日分に相当する五万五千食を計画的に整備しているが、観光等で本市を訪れた方々が被災された場合でも、避難所に長期間にわたって留まることは考えにくく想定していないので、仮に備蓄分に不足が生じたときにも、速やかに災害時応援協定に基づき、各協定先に応援要請を行うことができる体制をとっている。

次に、市民の富士山噴火に関する認識については、奥脇議員御発言のとおり、本年三月十五日には、東日本大震災の余震の影響による、富士山頂直下付近を震

源とするマグニチュード六・四の地震が発生し、火山活動の連動についての報道がなされたことなどから、富士山噴火の防災対応の重要性については改めて市民がその認識を深くしたものと考えている。

今後においては、本市の地域防災計画の見直しの際などの機会を捉えて、市民の皆様に対して、さらなる啓蒙を図っていく。

●二回目の質問

富士山噴火については、その防災対策、影響範囲の広域性など多岐にわたることとは言うまでも無く、それ故に「大枠」では処理できない。

避難方法の一例をとっても、災害発生時には、人によつては授業中、勤務中、病院等で受診中と、市民がそれぞれ同じ立場ではない。まず、情報はどこから発せられるのか、どうして収集するのか、今から半世紀前、根場に未曾有の災害をもたらした大型台風が発生したとき、市職員に招集連絡をするのに無線広報も電話も使つことも出来ず、広報車で職員に登庁を促したことなど聞き及んでいる。

時代は変わっても、こんなことが有りうるかも知れない。ともかく、いつ何

きでも、あらゆる場所が確実な情報を受け取ることができ、またどのマニュアルにしたがって、どこにいけばよいのかなど、より具体的なきめ細かな計画が無ければならない。

ればならない。

甲斐市では、災害の発生時に状況別での対応はもちろんのこと、個別での対応をも盛り込んだ児童・生徒のための教育委員会防災計画を立てている。

また、富士宮市では、富士山の噴火を想定した訓練は実施していないものの、東海地震を想定した家族の引渡し訓練等は実施していると聞き及んでいる。

本市においても、市民への啓蒙については、色々なものを配布するだけでなく、それぞれの状況に応じて直接、市民に避難経路を分りやすく説明をする機会を設けたり、各地区、各事業所、各学校などでの訓練を実施する必要があると思われるが、いかがか。

富士山と豊かな自然との共生のためにも、それには、富士山噴火防災に専門的に対応する部署を行政の中に設置し、市民生活の安全、安心を確保する必要がある。

専門家も、富士吉田市には、当然設置してしかるべきと強く話されている。この設置について、どうお考えかお伺いしたい。

それと併せて、市民教育現場における富士山噴火の具体的な位置付け等についてもお聞かせ願いたい。

●二回目の市長答弁

市民の避難経路については、地震・風水害など大規模災害が発生する恐れがあるとき、あるいは発生した

ときは、各自治会・自主防災会が指定した一時集合場所や、市が指定した一次避難所へ集合し安否確認を行い、必要に応じて、市内十箇所の二次避難所へ避難する仕組みをとっており、各自治会・自主防災会による平素からの防災訓練などを通じて、災害時の避難経路の確認など情報共有を図っている。

また、富士山噴火の際の避難経路については、その影響範囲が広域にわたるため、国及び県の協力を得なければ解決できない課題が多く、課題解決に向け国や県に要望活動を行っている。

今後は、避難経路や輸送方法、避難先など具体的な検討が図られており、これらの方向性や対応方法を注視しながら対処していく。

また、毎年、九月の防災週間の時期を中心に、各自治会・自主防災会、事業所、学校等が行う自主防災訓練については、その訓練内容や結果についても報告を受けているところである。

次に、富士山噴火防災への対応部署の設置については、富士山噴火は広域災害であり、一自治体では対応できるものではないとの共通認識から、同じリスクを抱える市町村が、共同して富士山噴火防災に取り組むため、平成十三年七月に本市をはじめとする富士北麓市町村で「富士山火山防災協議会」を設立し、富士山のもたらす災害対応など協

議検討を行っている。

今後においても、この協議会を通じ専門的な意見などを伺いながら、本市を含む広域的な富士山防災対策に取り組んでいくので、本市に限られた専門的な部署の設置及び専門家の配置については現在考えていないので、市民の防災意識の高揚及び啓発、自主防災組織の育成など防災対策の推進を図るために、防災専門官の配備を計画している。

●教育長答弁

各小中学校においては、教育委員会において作成した「学校の地震対策の手引き」を活用し、毎年、地域に沿った各学校独自の「防災マニュアル」を作成し、防災訓練に役立てているところである。

今後においては、市の防災計画に基づき、富士山噴火時にに対する対策も十分考慮する中で、災害時対応マニュアルの作成を行っている。

●三回目の質問

私の質問の意図するところは、火山噴火という自然がもたらす災害は、これまで想定していたような災害とは、色々な点で、人間の作られた対応、対策に関係なく発生するというところにある。

建物への被害、道路への被害、輸送手段に対する被害、ライフラインまたコンピュータ電子機器への被害など、市民生活への影響を



松山防災備蓄倉庫

想定すれば、現状の防災計画では対応できない。

今、決められている一時避難集合場所はどうか、二次避難場所は果たして機能するか。早速にでも、その環境に適合するよう、もう少し詳細に検討をしなければならぬと考える。

例えば、私の住んでいる松山地区の避難場所に指定されている例をとると、松尾神社境内は古木が多く、しかも隣接している公民館は老朽化しており、危険だと思われる。

ここに何百人もの松山地区民が避難したらどうなるか、今日あるかもしれない非常に時にどう対応するのか、これは一例だが、もっともつと市内全域に対し見直しを

立ててはいいかがか。

●三回目の市長答弁

市内全域の避難所の見直しについては、阪神・淡路大震災において、昭和五十六年以後の改正建築基準法・建築基準法施行令に基づき設計し、建設された建築物については、その大部分が被害を免れたことに着目し、平成二十二年三月の地域防災計画の見直しの際に、市内一円の避難場所について再検討を行い、新たに三箇所の一次避難所を増設し見直しを図ったところである。

また、避難所については、申し上げるまでもなく、各地区の市民の皆様がその場所を十分認知しており、経路についても迷わず速やかに移動できる場所が最適であるとの認識の下、指定している。

今後においても、さらに安全性の高い避難所の確保に向け努めていく。

次に、防災訓練については、まず、各小中学校において、毎年、学校の実情に沿った防災計画書を作成するとともに、校舎等の施設についても整備を行っている。

これら地震防災対策を強化することにより、児童生徒の生命・身体の安全の確保を図り、また、地域住民の緊急避難場所としての役割を併せ、防災訓練を実施しているところである。

今後においても、なお一層、児童生徒の安全を守る

べく、富士山噴火も想定する中で、災害時対応マニュアルの作成を行い、効果的な防災訓練を実施していきたいと考えている。

また、庁内においては、本年九月に本庁の全職員による非常招集訓練を実施し、各部署において定められている災害対応策及び二次避難所の備蓄品の確認などを行っており、さらに十一月には、山梨県、隣接自治体、富士五湖消防本部、自衛隊等と連携・協力する中で、富士山噴火を想定した訓練をいち早く取り入れた総合防災訓練を鐘山グラウンドにおいて実施したところである。

こうしたことから、少数の関係職員だけが防災対策に当たっているのではなく、全職員が一丸となつて本市の防災対策に取り組んでおり、その士気も高いものと認識している。

次に、避難訓練を含む自主防災訓練については、先ほど答弁したとおり、各地区・事業所・学校などにおいて自助・共助という観点から、自主防災訓練を各々が定期的に実施しているところである。

次に、地域防災計画の見直しについては、本市としても、山梨県防災会議や富士山火山防災協議会における構成自治体、専門家からのアドバイスなどを活用するとともに、これまで発生した自然災害の実態などを踏まえて、適切な計画の見直しに向け着手しているところである。

●全文については、次期定例会（三月）より、市立図書館にて閲覧できます。

市政一般質問

12月



小俣 光吉 議員

防災計画の見直しについて

●一回目の質問

私たちの住む富士吉田市は、「地震防災対策強化地域」である。簡単に言えば、大規模な地震の発生する恐れが特に大きく、地震災害が際立つ恐れがある地域であるということである。

私は、「東日本大震災」を教訓に現在の富士吉田市の防災対策を見直し、地域の特性を反映させた防災計画が必要だと考え、防災計画の見直しを一つの旗印に、市民の皆様のご支援をいただき当選させていただいた。しかし、防災計画の見直しについては、市長が所信表明で、また、同僚議員の

構成する本市としても、国・県の防災に関する広域的な考え方や新たに追加された防災計画の内容などをつぶさに検討し、当該計画と協調・連携していく内容の地域防災計画の見直しを図っていく。

また、地域防災計画の見直しに当たっては、「当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」と災害対策基本法で定められているので、まずは、上位計画である山梨県の地域防災計画が見直された後、本市の実情に合った新たな地域防災計画を策定していきたい。

策定にあたっては、東日本大震災後、新たに計画に盛り込むべき本市の課題や対策項目も浮上してきているので、こうした課題などへの対策を計画に反映するべく手続きを進めている。

また、水源地への非常用発電装置の設置や防災ラジオの配付など、市民の皆様の安心・安全を守るための防災対策事業については、計画の見直しに先立ち実施している。

今後、山梨県地域防災計画の見直し内容について中間報告などがなされた場合には、本市の見直し内容と照らし合わせ、暫定的な計画案を策定し、即時性、即

応性を高めていきたい。いずれにしても、自助・共助・公助それぞれの役割を明確化し、減災につなげていく計画、市民の皆様や関係機関、行政が情報を共有し、互いに協力・連携しながら災害に対処する計画を策定していく。

●二回目の質問

上位計画である山梨県の、防災計画が見直された後、その内容を十分検証した上で、本市の防災計画の見直しを行う。今までの上位下達によりシステム作りをして来たことと、なら変わりが無いのではないかと。防災計画は地域にあった計画が必要であり、山梨県の防災計画を待つて行うものでない。山梨県と共同して、富士吉田市の地域にあった防災計画を作るべきである。そのためには、富士吉田市は、防災計画案の段階で山梨県の防災計画として取り入れていただくものは取り入れていただき、富士吉田市民が安心して受け入れられる、防災に対する体制づくりが必要である。山梨県と共同することでは上位法に抵触することにはならないでしょうし、防災計画を策定するのに県に相談することは当たり前の行為である。

山梨県の防災会議・地震部会・富士山火山部会に富士吉田市は参加していない

のか。参加しているとすれば、何を根拠に発言しているのか。

ここひと月の間に、地震・富士山噴火等による災害に関する報道がなされ、市民の不安は膨らんできている。「市民の声を市政に反映させていく・市民を大事にしていく」という市長のスタイルは変わってしまったのか。東海・東南海・南海連動型地震は、起こり得る最悪の巨大地震として警鐘を鳴らしている研究者もいる。市民に安心を届けることができるのは富士吉田市のトップである市長しかない。市長の考えをお伺いする。

●二回目の市長答弁

山梨県地域防災計画の見直しについては、県域全体を俯瞰して地震対策や富士山噴火対策を推し進めようとするものである。

本市としては、直接、部会などへは出席していないが、常に県と情報交換を行い、互いに情報共有を深めており、各部会における協議の意見を取り入れる中で対策が検討されているように、本市の地域防災計画の見直しについては、県からの防災対策に関する情報を逐次入手し、歩調を合わせる中で進めている。

また、防災対策に向け、重要かつ緊急を要する事業については、既に、市民会

館や小学校体育館等の整備や耐震補強、広域避難道路として「市道新倉南線」や「都市計画街路中央通り線」などについて整備・着手してきており、今後においても、本市の防災拠点となる東側庁舎の建替えや防災機能を有する「中央自動車道富士吉田線スマートインターチェンジ」の設置、さらには、有事の際の食糧供給拠点となる多機能的・複合的施設として位置付けた学校給食センターの整備などを計画している。

地域防災計画の見直しについては、より広域的な視点に立った取組みが重要であるとの認識の下、国・県の広域的な防災対策と連携しながら進めていく。

いずれにしても、富士吉田地域防災計画は、「安全で安心なまち」を実現するために、災害対策基本法第四十二条の規定に基づき、本地域にかかる災害対策全般に関し、市、防災関係機関・事業所、市民の皆様が果たすべき責務や役割、災害予防、災害応急対策・復旧に関する事項の計画など、富士吉田市の防災に関する基本的事項を定めるものである。今後さらに県との連携を強化する中で、その内容を十分検証し、見直しを進めていく。

●三回目の質問

私が質問しているのは、

防災計画である。

ハード部分については、国・県と連携する中、財政の許す範囲において、努力していることはくみ取れるが、ソフト部分については感心できない。

災害対策基本法の後段により、山梨県の防災計画策定後に検討し、私どもの市の計画を見直す。山梨県の中間報告後に計画案を策定する。ここに疑問を持つて

いるのである。
基本法の四十二条では、「市町村防災会議は、防災計画に基づき、当該市町村の地域に係る、市町村地域防災計画を作成し、および、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正しなければならない」と、はっきり謳っている。

市長の答弁の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。というのは、この後段である。つまり、防災計画は毎年見直し、地域・その時にあつた計画とし、山梨県に相談する中で防災計画の見直しをしないといふ読み取れる。

私は、市民のために早急に対応していくとの答弁が出るものと期待してきたが、なかなか思うようなご答弁をいただけていない。

そこで、災害対策基本法四十二条の解釈を私なりに発言させていただいたが、市長は四十二条をどのよう

に解釈するか。

十一月十六日の山梨県防災会議富士山火山部会では、噴火に備え、噴火災害や渋滞予測を考慮した、避難ルートを盛り込むとともに、市町村の計画策定を支援することを追加することとしたようである。

富士山の噴火や震災に対する対策は、雲仙普賢岳の噴火災害や東日本大震災を教訓として活かし、地方自治体の持つ権限そして判断が、いかに人の生死につながるかを認識していただく中で、県の中間報告を待つことなく、情報収集を行い、暫定的な計画案等の策定を行っていただき、それを市民に知らしめ、協力を得る中で、犠牲者が一人も出ないようにしていただくことをお願いし、再度答弁をいただきたい。

●三回目の市長答弁

災害対策基本法第四十二条の解釈については、小保議員となんら変わるところはなく、この災害対策基本法の趣旨に則り、県などからの情報を逐次入手し、県と歩調を合わせる中で本市の計画見直し作業を進めているところであり、広域的な噴火災害やそれに伴う避難ルートといった県域あるいは県域を越えた対策については、国・県の考え方を踏まえ、即時性、即応性の高い暫定計画案に反映させ

たいと考えている。

今後においては、法律に定められた手続きを踏み、新たな本市の地域防災計画を策定していくが、策定手続き中に不測の事態が生じる場合もあるので、市民の皆様には、県と協議する中で予め暫定計画案に基づく情報を周知することはもちろんのこと、その計画案に沿った対策を実施していく。

地域防災計画は、富士吉田市の防災に関する基本的事項を定めるものであるもので、有事の際に市民の皆様が避難すべき動線や日常生活における防災対策など具体的な行動マニュアルについては、新たな情報を加味する中で引き続き、広報紙やパンフレット、自主防災会での出前出張講座や防災講演会などを通じ、周知していく。

安全・安心な水道の構築について

●一回目の質問

富士吉田市は、富士山の伏流水が溢れる地下水に恵まれた街であり、水量・水質・美味しさ、どれをとつても優れており、蛇口をひねれば、美味しい水が、安価に給水を受けられ、その恩恵を享受してきた。

私の調べでは、平成二十二年度末には給水人口五二〇〇〇人にのぼり、全国で

九番目に安い料金で供給していると聞いている。

富士吉田市が、平成二十年度末に公表した「富士吉田水道ビジョン」において、ライフラインの中でも重要な給水施設は、老朽化が進み、安全・安心という視点から考えた場合、大きな地震に対して、甚大な被害をこうむる可能性があるとの分析結果を踏まえ、「災害にふさわしい水道」の構築を基本施策の一つとして、基本管路の更新・耐震化事業と自家発電設備等の防災設備の設置を進めると明記している。災害時に緊急給水は勿論であるが、被害をできる限り小さくし、生命の維持や生活に必要な水の安定供給は必要不可欠である。

わが市では、先の東日本大震災時において、震度五弱であったが、停電と水源汚濁により一五〇〇世帯が被害を受けたと聞いている。人間や建物にかかる瞬間的な力「ガル」で表現すると、八〇から一〇〇「ガル」であった。震度六弱では、その三倍から四倍に匹敵する二五〇から四〇〇「ガル」の力がかかるといわれている。このような数値から富士吉田市の水道施設の状況をみると、決して十分な対策が取られているようには見えない。

今後、水道施設の耐震化計画をどのように実施するのか、またその概要につ

いてお伺いしたい。

●一回目の市長答弁

本市の水道事業については、「安全で安心な水を安定して供給する」ことを責務に、増加する水需要に応え、水道事業を展開し、現在は大明見簡易水道を含め、計画給水人口五二、二〇〇人、計画一日給水量四一、九〇〇m³、二十二箇所の水源、十八箇所の配水施設、二五四・八kmの導・送・配水管路を整備し、事業実施しているところである。

しかしながら、本市の水道施設については、老朽化が進んできていることから、大規模地震の発生時には、大きな被害が生じると指摘されている。

このような状況において、本市においては、平成二十年度に「富士吉田水道ビジョン」を策定し、中期にわたる水道施設の耐震化事業を計画的に実施してきた。

具体的には、今回の東日本大震災において発生した大規模停電により、本市においても広範囲の区域で減水・断水が発生し、地域住民の皆様にも多大なる御迷惑をおかけしたことを踏まえ、本年度、計画を前倒しし、配水ブロック間の連結強化並びに井戸新設による水源の複数化によるバックアップ体制の強化を図るとともに、七箇所の配水場に非常用自家発電機を新たに設置

し、停電時にも、市内全ての水道施設で電源確保が可能な体制を整えているところである。

また、中期計画に基づき、地震に強い水道、ライフラインの強化のため、本年度からは、GX形と呼ばれる、低コストで施工性がよく、一〇〇年耐久が可能な耐震管を採用した配水管の布設替、地震により汚濁した下吉田配水区の水質汚濁防止事業として、谷倉配水場に代替となる水源と配水池の確保のための配水場の整備、さらには、鍾山配水区、下吉田配水区の見直しのための基本計画の策定等、計画の具現化・事業の進捗を図っていききたい。

いずれにしても、水道施設はライフラインとして、大変、重要な施設であり、地域住民の生活の根幹をなすものであるため、今後においても、「富士吉田水道ビジョン」に基づき、安全・安心な水道の構築をさらに進めていきたい。



●全文については、次期定例会（三月）より、市立図書館にて閲覧できます。

市政一般質問

12月

前田 厚子 議員



食物アレルギーの対策について

●一回目の質問

先月、栃木県的那須塩原市、西那須野学校給食共同調理場に完全ドライ方式の給食センターの視察に行った際に、アレルギーの子どもの対応について尋ねたところ、規模は当市とほぼ同じ、五、〇〇〇食のうち、牛乳を豆乳に代えているのが六人、除去食が八人、その他のものがダメな人が十一人と思っただけ少ない数であった。当市においては、どのくらいの人数がいるのか。また、どのように対応されているのか。

るのは大変に厳しいことかもしれないが、出来れば、主食が食物アレルギーの対象のときは、白いご飯の代替食にしていたきたい。

食物アレルギーの児童の数は学校によっても違うと思うが、お母さん方からお話を聞くと、アレルギーをおこすものは食べずに取り除く「除去食」が一番多いようであった。

お母さん達の要望であるが、せめて主食の混ぜご飯や菓子パンの中身にアレルギーをおこす食物が入っているとだけ、白いごはんをおにぎりにするなど、工夫していただけないかというところであった。この要望を是非うけとめていただきたいと思うが、市長の考えは、いかがか。

次に学校での「食物アレルギー対策」についてであるが、食物アレルギーで悩んでいるお母さん達はたくさんおり、今やアレルギーは国民病ともいえるほど、大きな課題になっている。全国的にも食べ物が原因でアレルギー症状をおこして

しまう病気に児童生徒の二、三%がかかっていると言われている。

症状としては、重症になると血圧が下がって意識がなくなる、ぐったりするなどの「アナフィラキシーショック」になることもあるとのことである。この症状を和らげるための対策として「エピペン」という自己注射薬があるが、一本一万二千円〜一万五千円と高額で、有効期限も一年と短いことから使用にあたっては大変に大きな負担になっていたため、保険適用の必要性を患者支援団体と共に公明党が強く厚労省に要望し続けた結果、今年の九月二十二日からこの「エピペン」の保険適用が実現した。

また、二〇〇九年から救急救命士や学校の先生が本人に代わってうつことも認められた。

学校教育の現場で、食物アレルギーの知識を児童にも伝えていき、先生方に特に「アナフィラキシーショック」には「エピペン」という補助治療薬があることなど、正確な知識をもつていただく必要があると思うが、それは可能か、市長には必要性についてもお聞きしたい。

●一回目の市長答弁

近年、小麦や卵など特定の食物を口にすると、発疹や呼吸困難等のアレルギー

症状を起こす食物アレルギーの子どもが全国的に急増している。

食物アレルギーのある児童・生徒への対応は、大変難しい問題であるが、給食の提供方法など、保護者との協力の下、適宜対応をしている。

●教育長答弁

市内小中学校における食物アレルギー対応については、現在、本市の食物アレルギーの児童生徒の人数は、小中学校併せて十三人いる。このうち牛乳のみが五人、卵のみが二人、牛乳と卵等併用型が三人、その他が三人となっている。

これら食物アレルギーの児童・生徒への対応としては、毎年、新入学児童と保護者同伴による給食の試食会を実施し、その際に食物アレルギーの調査及び給食センターでの対応について説明をさせていただいている。さらに、毎月の献立表にアレルギー物質が使用されていることの表示をし、各家庭にお知らせをしている。

現在のところ、本市には重篤な食物アレルギーの児童・生徒がいないことから、個別の代替食をこの食物アレルギーの児童・生徒のために用意することはしていないが、今後、そのような児童が入学した場合には、対応できるように検討していきたい。

また、主食のアレルギーに対する対応であるが、ごはんについては、卵、えび、かに、大豆のみであるので、これらを除いた混ぜご飯としている。パンについては、一名のみであり、パンの日にはご飯を持参していただいている。

今後、主食での重篤のアレルギーを持つ児童生徒が出た場合については、別便での主食の発送についても検討していく。

次に、学校現場での食物アレルギー対策についてであるが、食物アレルギーは、あらゆる年齢において発症し、重症になると血圧低下を伴うショック症といった一刻を争う危険な状態に陥ることもあることから、正しい知識を理解し、危険な状況をできる限り回避していく努力をしていかなければならない。そのためには、まず、学校の先生方が食物アレルギーについて理解を深めることが、大変重要であると認識している。

したがって、学校と家庭とがこれまで以上に情報を密にしなが、関係医療機関と連携する中で研修会の開催等とともに子どもたちへの意識を高めるための方策を検討していきたいと考えている。

●二回目の質問

文部科学省の指導のもと、衛生管理基準が、最も重要

視され、各地域の給食センターは、ドライシステムの調理場へと移行しつつある。

富士吉田市の学校給食センターは、既に二十七年目にいりながらも、この文部科学省のドライ方式に沿うよう、みなさんが努力をしてくださっているお話を耳にした。

近いうちに建て替えの計画もあるようだが、具体的にどのような計画になっているのか。

毎日五、五〇〇食、市内の子ども達に届ける給食を作ってくれるセンターは、何を置いても最優先しなければならぬことだと思いが、いかがお考えか。

今回、私が「食物アレルギー」の話を取り上げたのも、アレルギーの子ども達の事をしっかりと掌握していただいた施設を、少しでも早く作っていただきたいと思ったからである。

視察に行った西那須野の調理場では、特色調理室というアレルギー対応の調理室が設備されていたり、隣の町村では、ひと月ごとに、配られた献立表を見られたお家の方と栄養担当の方とノートでのやりとりをしながら、対応をされていたり、それぞれに工夫をされている。

新しい施設には主食だけでは無く、副食のことも考えていただきたい。それぞれが、安全への、

また、改善への最大の努力をしながら楽しんで給食の時間をむかえられるよう、心より願っている。

再度確認するが、給食センターの建て替えは、どのようになっているか。

また、『食物アレルギー』に対応する施設を設けていただく事は出来るか。予定されているとしたら、安全で安心な施設の建設を早い時期にしていただけたらと思う。

●二回目の市長答弁

学校給食センターの建替えについては、本年三月十一日に発生した東日本大震災を踏まえた有事の際の食糧供給拠点、また、食育が重要視されていることから、その普及を図る場として多機能的・複合的な施設の整備を検討しているところである。

したがって、その建替えに際しては、『アレルギー対応室』についても、設置していきたいと考えている。

富士山ビュースポットの建設について

●一回目の質問

私は、富士吉田市から見る富士山が一番美しく感じる。この富士山を世界中の人にってもらいたい。知ってもらいたい。そんな思いは、みな同じだと思うが、

いかがか。そのために、交通アクセスの良い、安全な場所に『ビュースポット』の建設を提案する。

いよいよ富士山世界文化遺産の登録まで、あと僅かとなり、富士山の写真を撮りたいと多くの観光客が足を運ぶことが予測される。

現状では、当市は富士五湖地方に訪れた観光客に立ち寄る場所が無いため通過されている。近隣町村には観光客への集客施設や富士山の撮影スポットがあり、多くの観光客・写真マニアが訪れている。

当市には、湖は無いが、訪れた人々には、富士山の形が一番美しい場所と認識してもらえなくてはならない。

また、富士山世界文化遺産登録が実現すると、より多くの観光客の増加が見込まれることに伴い、商業的な広がりも出来るので、市の活性化に繋がる。

建設については、市民の声・知識・知恵を反映するのが最も望ましいと思う。施設内での富士山の世界文化遺産等のPRや付帯施設の拡充も観光の幅をひろめ、リピート客増が期待される。

交通アクセスの良い場所であるが、出来れば構造物が入らない観覧場所がベストであるが、人為的に構造物を隠す、例えば、赤松林やすすき野、または、月見草群などを配置する事も一つの方法だと思う。

具体的に現在『ビュースポット』に類するようなことで、進められている事はあるか。または、これから何か具体的に考えていくのか。

●一回目の市長答弁

富士山は、その雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、世界にふたつとない価値を有していることから、国が世界文化遺産として登録を目指すため、現在、暫定版の推薦書をユネスコに提出したところである。その美しい姿を、日本はもとより世界に発信していくことは、富士山の麓に位置する本市の重要な役割である。

本市から見る雄大な富士山が日本一美しいことは言うまでもなく、本市には写真愛好家を含め、多くの方々に訪れていただいている。私としては、富士山の世界文化遺産登録の推進と併せて、市内にあるたくさんビュースポットを積極的にPRし、観光客誘致に努めていきたいと考えている。

●産業観光部長答弁

現在、本市では、諏訪の森自然公園、富士散策公園、城山東農村公園、新倉山浅間公園、富士山レーダードーム館、金鳥居、杓子山、西川新倉林道など、数多くのビュースポットを有している。

これらのビュースポットについては、本市ホームページや各種パンフレット等において紹介している。

したがって、新たな富士山ビュースポットの建設については、本市の観光拠点であり、富士山レーダードーム館等の既存施設を活用することで、十分対応できるものと考えている。

●二回目の質問

答弁にある場所も、とても富士山が美しく見える場所であるが、交通のアクセスが悪かったり、駐車場も完備されておらず、観光バスが何台も入れる場所も少なく、また、今のままで、何点かあげられたビュースポットへの道の案内板も満足ではない。

『富士山のビュースポット』の建設も、富士山の世界文化遺産登録を市民がみんな喜んで一つのきっかけになればと思い、提案をした。市民の声を行政に反映させる、最大のチャンスではないかと思う。

私は、議員として、皆さんの声を聞きながら、今日まで来たが、やはり感じることは、市民の皆様と行政との距離である。そこで、誰もが知っている富士山を媒介にこの距離を縮めることは出来ないものかと考えたわけである。

あり、誰もが想定外の事に驚き、戸惑ったようである。

そこで、街の復興のためにとった手段は、『生まれ変わる街に何を求めるか、一緒に考える必要がある』、要するに、住民の声を聞くことであつた。

子どもから大人まで様々な意見やアイデアを持ち寄ったとのことで、その数は、約六週間で市の四分の一を超す数字だったとのことである。市民からは『市民として大事にされていると実感できた。市民みんなが一つになり復興へ歩み出すのに必要な過程だったと思う』との声が多かったとのことである。

当市においても、『富士山のビュースポット』などをテーマに、みなさんの声を大きく聞くという企画を持つていただけないか。

●二回目の市長答弁

まず、富士山ビュースポットについてであるが、本市の市民カレンダーにも見られるとおり、富士山は、その姿の雄大さ、気高さ、美しさなどから我が国の象徴として、日本はもとより、世界の皆様に愛され続けているところである。

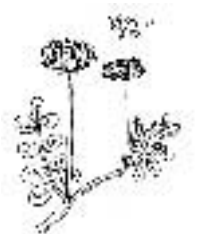
その美しさの源は、富士山の豊かな自然そのものであり、この景観を後世に継承していくこそが我々の責務である。

●産業観光部長答弁

本市においては、富士山のビュースポットに関し、単に利便性だけを追求するのではなく、自然を満喫する体験型ツアーをさらに推奨するよう、関係機関と連携しながら事業整備を行っているところである。これと併せて、案内板の整備についても、さらなる充実を進めていきたいと考えている。

また、富士山のビュースポットに係る市民からの提案については、財団法人ふじよしだ観光振興サービスの主催により富士吉田市観光写真コンクールを開催し、『四季を通して富士吉田市から見える魅力ある富士山』をテーマのひとつとして作品を募集するなど、毎回三〇〇点を越えるすばらしい作品が寄せられている。

いずれにしても、本市から臨む素晴らしい富士山を多くの来訪者に御覧いただくために、ビュースポットへのアクセス方法をホームページに掲載するなど、広く情報を発信し、観光客誘致に努めていく。



議案の処理結果（12月定例会）

議案番号	件 名	結 果	内 容
議案第54号	富士吉田市職員給与条例等の一部改正について	可 決	山梨県人事委員会勧告に基づく山梨県職員の給与改定等に伴い、所要の改正を行うもの。
議案第55号	富士吉田市行政組織条例の一部改正について	可 決	組織機構改革の一環として、企画管理部及び市民生活部を再編し、新たに環境税政部を設けるなど、所要の改正を行うもの。
議案第56号	富士吉田市税条例等の一部改正について	可 決	「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、個人市民税寄附金控除の拡充、市税不申告等に関する罰則規定の見直しなど、所要の改正を行うもの。
議案第57号	富士吉田市行政財産使用料条例等の一部改正について	可 決	本市の使用料及び手数料に係る規定の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。
議案第58号	富士吉田市基金条例の一部改正について	可 決	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、新たに特定防衛施設周辺整備基金を設置するため、所要の改正を行うもの。
議案第59号	富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可 決	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による参照項番号の移動に伴い、所要の改正を行うもの。
議案第60号	富士吉田市道路占用料徴収条例及び富士吉田市法定外公共物管理条例の一部改正について	可 決	市道及び法定外公共物内における電柱等の占用料の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。
議案第61号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例及び富士吉田市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について	可 決	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の位置等に係る規定の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。
議案第62号	市道の認定について	可 決	地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、明見通学通り線及び西原33号線を市道認定しようとするもの。
議案第63号	平成23年度富士吉田市一般会計補正予算（第4号）	可 決	歳入歳出からそれぞれ3,567万2千円を減額し、総額を182億108万1千円とするもの。（一般職給、職員手当等の人件費4,496万円の減額、国民健康保険特別会計繰出事業等他会計繰出金928万8千円の増額）
議案第64号	平成23年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	可 決	歳入歳出にそれぞれ488万9千円を追加し、総額を13億8,037万2千円とするもの。（一般職給、職員手当等の人件費488万9千円の増額）
議案第65号	平成23年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可 決	歳入歳出にそれぞれ1,169万8千円を追加し、総額を57億3,472万5千円とするもの。（一般職給、職員手当等の人件費1,169万8千円の増額）
議案第66号	平成23年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第2号）	可 決	歳入歳出にそれぞれ21万4千円を追加し、総額を29億721万9千円とするもの。（一般職給、職員手当等の人件費21万4千円の増額）
議案第67号	平成23年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）	可 決	歳入歳出からそれぞれ751万3千円を減額し、総額を1億8,893万2千円とするもの。（一般職給、職員手当等の人件費751万3千円の減額）
議案第68号	平成23年度富士吉田市一般会計補正予算（第5号）	可 決	歳入歳出にそれぞれ4億2,569万円を追加し、総額を186億2,677万1千円とするもの。（保育所費1億9,251万円、障害者福祉費8,700万円等の増額等）
議案第69号	人権擁護委員の推薦について	同 意	人権擁護委員に小林永治氏（下吉田6167番地）、小林初美氏（ときわ台二丁目2番8号）、堀内加代子氏（新屋226番地）を法務大臣に対し推薦するもの。
議案第70号	富士吉田市議会委員会条例の一部改正について	可 決	富士吉田市の組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

年4回/15,000部 市内全域配布！

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集！

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局 0555-22-0612(直通)